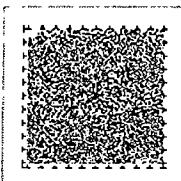


第4次千葉市障害者計画 第5期千葉市障害福祉計画 第1期千葉市障害児福祉計画

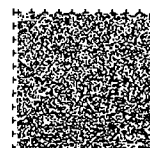
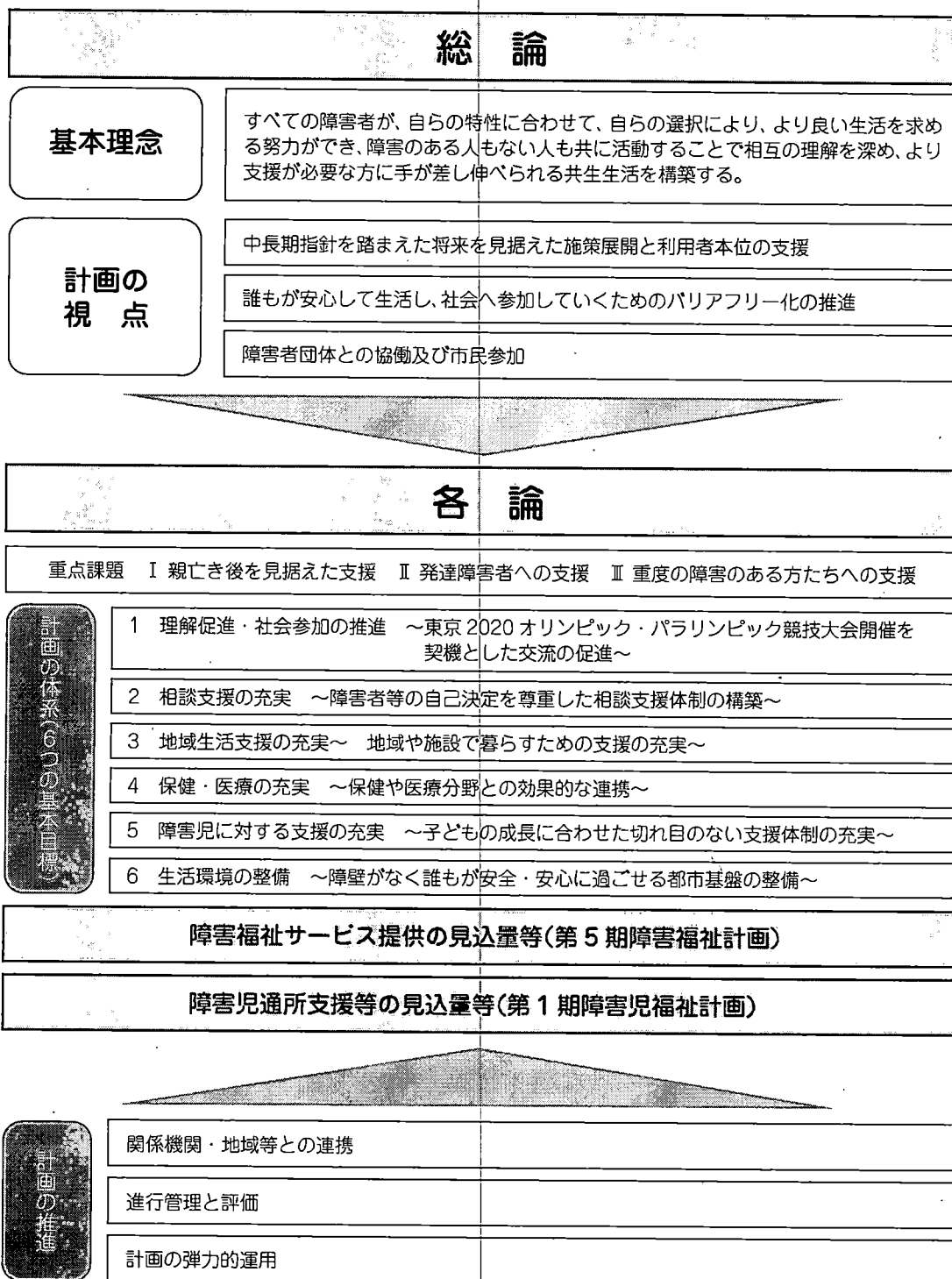
(平成30年度～平成32年度)



平成30年3月



3 計画の構成



第2部 各 論

第1章 重点課題

重点課題Ⅰ 親亡き後を見据えた支援

1 現状と課題

平成28年度に本市が実施した障害者生活実態・意向調査において、在宅で生活する18歳以上の障害者の主な介助者が60歳以上の割合は、知的障害で51.0%、精神障害で55.0%となっています。

そのため、障害者本人の日常生活を支援している親に代わって、障害者本人の支援における連携体制、障害者本人の意思を尊重した様々なサービスや生活支援のコーディネート役、日常生活を維持するためのきめ細やかなサービスの提供、障害者本人の住まいの確保が、介助者の高齢化及び親亡き後の支援に関する喫緊の課題となっています。

※「親亡き後を見据えた支援」について～

本計画においては、親(保護者)が亡くなった後の支援だけでなく、主たる介護者が何らかの事情により、支援が行えなくなった後(親が病気等により支援出来なくなった場合も含む。)の支援とします。

2 対応方針

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

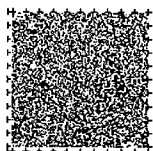
(1)成年後見制度の利用促進

親が健在のうちに、成年後見人候補者を決定するなど、障害者本人の生活状況や趣味・嗜好などを理解して引き継げるよう、本制度の普及啓発を行っていきます。

(2)親亡き後の住居への対応

地域生活の受け皿であるグループホームの整備を促進するとともに、重度の障害者に対応できるようグループホームへの支援について検討します。

また、親亡き後も障害者が住みなれた我が家でのひとり暮らしができるような支援を検討します。

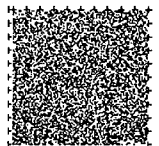


(3)相談支援体制の充実

地域生活支援拠点等において、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の充実を検討します。

<親亡き後を見据えた支援に関する主な事業>

事業名	事業内容	掲載ページ
成年後見支援センター設置事業	成年後見制度の普及・啓発、専門相談、申立手続支援、市民後見人の養成などを行い、制度に対する市民の理解を深め、利用促進を図ります。	48 ページ
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分なために契約締結などの法律行為が困難な方が成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見開始の審判請求費用や後見人などの報酬を助成します。	48 ページ
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分なために適切なサービスの利用が困難な方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、千葉市社会福祉協議会が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。	48 ページ
法人後見事業	千葉市社会福祉協議会が、対象者の財産管理や法律行為等の成年後見業務を、法人として受任します。	48 ページ
消費者被害の防止	消費者被害防止に関する見守り講座の実施や情報提供など、悪質商法等による被害に遭わないための支援などを推進します。	48 ページ
障害者グループホームの整備	・住み慣れた地域で継続して生活できるよう、日常生活の援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進します。	53 ページ
相談支援事業	障害者等が適切なサービスを利用するためのケアマネジメントを行う計画相談支援や、施設等から地域への移行及びその定着を支援するため、相談や情報提供などを行います。	45 ページ
地域生活支援拠点の整備	障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を提供します。	45 ページ
障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のための援助を行います。	46 ページ
障害者相談員事業	市から委嘱された身体障害者相談員・知的障害者相談員が、身体・知的障害者(児)、その家族等からの身近な問題について相談に応じます。 また、定期的に相談員に対する研修を行い、知識の向上に努めます。	46 ページ
障害福祉サービス等利用支援コーディネーター設置事業	各保健福祉センターにコーディネーターを配置し、障害者等の相談をはじめ、障害支援区分の調査、事業者との連絡調整等を行います。	46 ページ
地域自立支援協議会運営	障害者の地域生活を支援するためのシステム作りや関係機関のネットワークの構築等に向けて定期的に協議を行います。	47 ページ



重点課題Ⅱ 発達障害者への支援

1 現状と課題

平成 24 年度に文部科学省が実施した調査において、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童の割合は 6.5%でした。本市において発達障害の可能性があり特別な教育的支援を必要とする児童数をこの数値から推計すると1万人を超えます。また、強度行動障害などの非常に重度の行動障害のある方たちの受け入れ先が無い状況です。

そのため、これまでの発達障害に関する専門的な相談機関が相談対応に追い付かない状況であるとともに、地域の関係機関の連携の不足や様々な発達障害の種類に対応した事業所の不足、強度行動障害者の家族への支援が喫緊の課題となっています。

2 対応方針

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

(1)相談支援体制の充実

関係機関への支援(機関支援)を通じて地域の発達障害に関する対応力を向上させるとともに、気軽に相談できる場の創出を検討します。

(2)地域の関係機関の連携の仕組みづくり

子どもの成長にあわせて、地域で関わる関係機関は変化していくため、成長段階に応じた発達障害者本人の情報を関係機関が共有できる仕組みを検討します。

また、複数の関係機関が関わる場合、十分な連携が図れるよう、必ず関係者間での話し合いの場が設けられるなど、連携の強化を検討します。

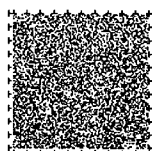
(3)強度行動障害者への対応

強度行動障害者を受け入れる障害福祉サービス事業所等にインセンティブを付与することを検討します。

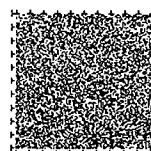
また、親や支援者による不適切な対応の積み重ね(合理的配慮の欠如)により発生してしまう二次障害を防ぐよう理解を促進することを検討します。

<発達障害者への支援に関する主な事業>

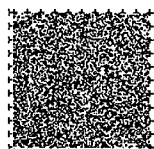
事業名	事業内容	掲載ページ
発達障害者支援センター運営	発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族等からの相談に応じるとともに、療育に関する指導や助言を行います。 また、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制の整備に努めます。	46 ページ



事業名	事業内容	掲載ページ
療育センター運営事業	障害児の早期発見、早期療育の観点から、相談、指導、診断、検査、判定等を行い、障害に応じた訓練等を行うとともに、個別指導や保護者への相談支援を行います。 また、障害児とその保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のため、計画作成やサービス事業者との連絡調整等を行います。	60 ページ
乳幼児健康診査事業	4 か月・1 歳6 か月・3 歳児健康診査等を実施し、先天性の疾患、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・早期療育を促すとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。	57 ページ
養育支援訪問事業	育児不安の強い家庭や乳幼児健診未受診者に保健師等による家庭訪問を行い、育児不安や育児ストレスの解消を図るとともに、乳幼児健診の受診勧奨を行い、障害の早期発見・早期療育を促します。	57 ページ
発達障害等に関する巡回相談員整備事業	専門知識を有する相談員が幼稚園・保育所等を巡回し、施設職員や保護者等に対し、発達障害の疑いのある児童の早期発見・早期対応のための助言等を行います。	46 ページ
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	かかりつけ医等の医療関係者を対象に、発達障害に係る研修を開催し、地域における発達障害への対応力の向上を図ります。	59 ページ
障害児保育事業	原則として、すべての認定こども園、保育所及び地域型保育事業所において、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。	61 ページ
私立幼稚園特別支援教育費補助事業	障害のある幼児の就園の機会の拡大を図ると共に、障害のある幼児の在籍する私立幼稚園における特別支援教育の充実と振興及び保護者の教育費負担軽減を図るため、市内私立幼稚園設置者及び公益社団法人千葉県幼稚園協会に対し補助金を交付します。	61 ページ
障害児保育・特別支援教育補助	障害のある子どもを受け入れる教育・保育施設及び地域型保育事業所に対し、障害児保育・特別支援教育の実施に必要な職員加配に係る経費に対する補助金を交付します。	61 ページ
障害児保育等に係る巡回相談	障害児保育・特別支援教育を実施する教育・保育施設及び地域型保育事業所を市嘱託職員が巡回し、障害のある子どもの経過観察、職員への助言・指導等を行います。	61 ページ
障害児保育・特別支援教育に関する研修	すべての教育・保育施設及び地域型保育事業所が参加可能な研修を実施し、専門知識の習得や技能の向上を図ります。	62 ページ
幼保小関連教育推進事業	幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校と近隣の幼稚園・保育所が連携して交流活動を行うことで、入学当初の学校生活への適応を容易にします。併せて、幼稚園・保育所職員と小学校教職員の相互理解を図ります。	62 ページ
養護教育センター教育相談事業	特別な支援が必要な幼児、児童生徒、その保護者及び教職員等に対して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、電話相談・来所相談・医療相談・学校訪問相談を行います。	62 ページ
子どもルーム事業	原則として、すべての子どもルームにおいて、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。	62 ページ
特別支援教育指導員配置事業	小中学校の通常の学級に在籍する緊急に対応が必要なADHD(注意欠陥/多動性障害)等の児童生徒に対して、特別支援教育指導員を配置して、対象児童生徒の学習面や行動面等の困難さの改善を図ります。	63 ページ



事業名	事業内容	掲載ページ
特別支援教育介助員配置事業	特別支援教育介助員を配置し、小学校の通常の学級又は特別支援学級に在籍する常時介助が必要な児童の安全を確保します。	63 ページ
LD等通級指導教室の増設	通常の学級に在籍するLD(学習障害)や発達障害等の児童生徒を対象とした通級指導教室を増設します。	63 ページ
スクールカウンセラー活用事業	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するカウンセラーを配置し、児童生徒等の悩みの解消にあたります。	63 ページ
長柄ハッピーキャンプ事業	発達障害等の可能性のある児童生徒を対象に、豊かな自然環境の中で、宿泊体験など様々な体験活動を通して、基本的な生活習慣等を身につけ、自主性・社会性を高めるため、長柄ハッピーキャンプ事業を実施します。	63 ページ
学校訪問相談員派遣事業	通常の学級に在籍するADHD(注意欠陥/多動性障害)等の児童生徒の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、小中学校に学校訪問相談員を派遣して、学校管理職や教職員に対する指導助言を行い、学校支援体制を確立し、児童生徒の困難な状況を改善していけるように支援します。	64 ページ
教職員研修運営事業	各種研修講座、研究を定期的に行い、特別支援教育に関わる教職員の資質の向上を図ります。	64 ページ
強度行動障害者支援加算事業	強度行動障害者の支援を行う施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成します。	52 ページ



重点課題Ⅲ 重度の障害のある方たちへの支援

1 現状と課題

平成 25 年度に本市が実施した調査では、医療的ケアを必要とする障害者の介護者の約 80% が将来に不安を抱えており、そのうち約 10% はこのままでは介護を続けることが難しいと回答しています。また、丸 1 日介護を休めた日について、1 年以上前、若しくは介護を始めてから 1 日も休めていないと回答した方が約半数にのぼっています。

その後、医療的ケアに対応できる事業所が増え、国においても法改正における課題のひとつとして取り上げられるなど、状況は着実に変化していますが、現状では、重度の障害者及び家族が非常に困難な状況にあります。

そのため、医療的ケアなどの重度の障害に対応できる障害福祉サービス事業所などの不足、専門的な相談機関や計画相談事業所の不足、医療と福祉の連携、教育機関での対応、重度の障害者の意思決定のプロセス確保が喫緊の課題となっています。

2 対応方針

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

(1) 重度の障害者に対応できる障害福祉サービス等の推進

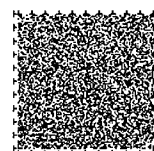
医療的ケア等を必要とするなど重度の障害のある方に対応できる事業所や人員の確保に努めます。

(2) 教育機関での対応

普通学校に所属する医療的ケア等を必要とするなど重度の障害のある児童に対する看護師巡回サービスについて体制を拡充していきます。

< 重度の障害のある方たちへの支援に関する主な事業 >

事業名	事業内容	掲載ページ
訪問系サービス事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を実施します。	51 ページ
日中活動系サービス事業	生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、療養介護、短期入所サービスを実施します。	51 ページ
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行います。	51 ページ
障害福祉サービス事業所の開設支援	新たに障害福祉サービス事業への参入を検討している者を対象に、講座(障害者支援版起業塾)を開設し、障害福祉サービス事業所への参入を支援します。	51 ページ
喀痰吸引等研修促進事業	喀痰吸引等を実施できるヘルパーを増やすため、ヘルパー等が研修(第三号研修)を受ける費用を助成します。	52 ページ



事業名	事業内容	掲載ページ
障害者グループホームの整備	住み慣れた地域で継続して生活できるよう、日常生活の援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進します。	53 ページ
桜木園運営事業	重症心身障害児に入所支援を通じて、治療や日常生活の指導を行います。	60 ページ
特定教育・保育施設における医療的ケアが必要な子どもへの対応	特定教育・保育施設における医療的ケアが必要な子どもへの対応を実施します。	62 ページ
スクールメディカルサポート事業	小学校の通常の学級又は特別支援学級に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対し、医療的ケアを行う看護師を派遣します。	62 ページ

